

「知的財産推進計画2016」 (アーカイブ関連)について

平成28年6月28日

内閣府

知的財産戦略推進事務局

【知財推進計画2016】 アーカイブの利活用の促進

現状と課題

- 「知財推進計画2015」に基づき、文化発展やコンテンツの国内外への発信の基盤となるデジタルアーカイブの構築とその利活用の促進を図るため、関係府省・実務者による「実務者協議会」を2015年度に設置し、実務的課題と対応策の検討体制を強化。
- 今後は、中小規模機関や地方を含めた分野・地方に応じたアーカイブ連携モデルと推進策の検討、コンテンツを解説・紹介するためのデジタルデータ(メタデータ、サムネイル/プレビュー)の利用条件等の運用面・制度面での整備等が必要。

取り組むべき施策

アーカイブ間の連携の促進

- ・分野・地方両面からの連携推進策、地方における各機関等の協力推進策等を、実務者協議会等を通じ検討
- ・国の分野横断統合ポータル構築(国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインの連携)

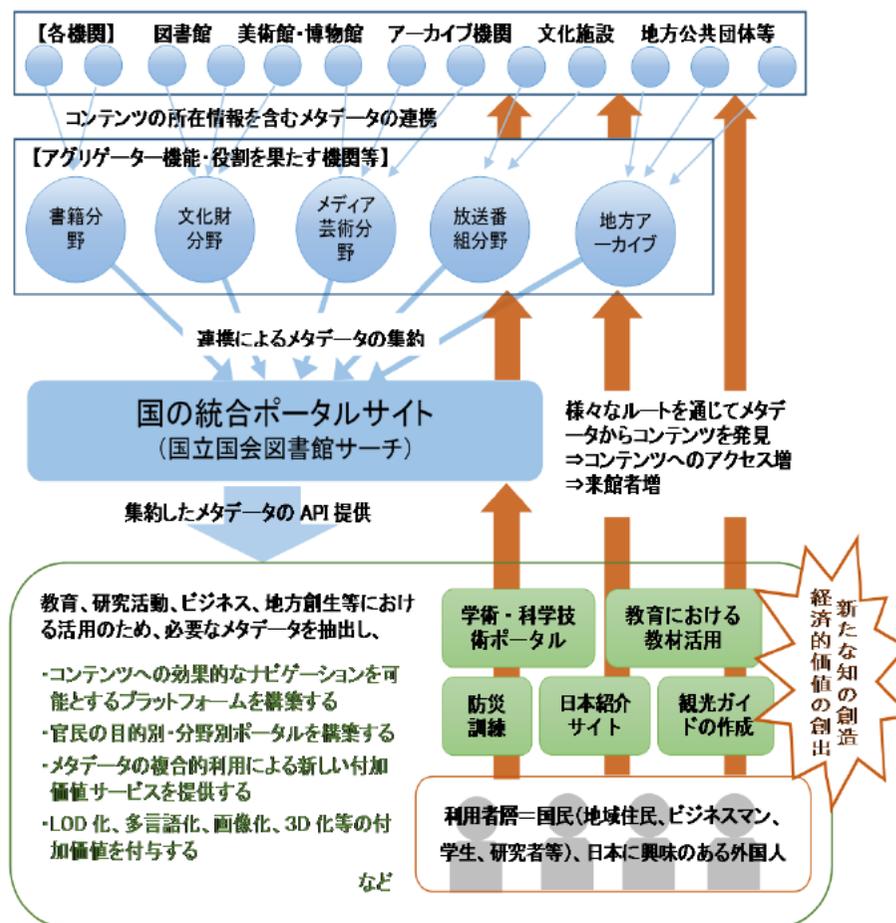
分野ごとの取組の促進

- ・各分野の束ね役(アグリゲーター)によるメタデータの集約化
- ・書籍等: 公共・大学図書館等の連携支援、国立国会図書館資料のデジタル化の継続とデータの利活用促進
- ・文化財: 日本遺産を構成する文化資源等のデータ集約や多言語化、全国の博物館・美術館等の連携促進
- ・メディア芸術: メディア芸術データベースの利活用促進
- ・放送コンテンツ: 教育目的や遠隔地でのコンテンツ利用促進

アーカイブ利活用に向けた基盤整備

- ・メタデータのオープン化、サムネイル/プレビューの利用条件等の課題と対応策を、実務者協議会等を通じ検討
- ・アーカイブ機関による解説・紹介のためのデジタルデータの利用を可能とする著作権制度の検討と必要な対応

【メタデータの流れと望ましい利活用イメージ】



日本コンテンツの主なアーカイブの現状

参考

ゲーム	立命館大学ゲーム研究センター 資料数: 4513点	文化庁 「メディア芸術アーカイブ事業」 資料情報数 (ゲーム) 約3.8万タイトル (マンガ) 単行本約26.9万冊、雑誌 約14.6万冊 (アニメーション) 約1万タイトル	※国立国会図書館は、納本制度に基づき、出版物のほかCD、DVD、ROMカセット等の媒体による音楽、映像、ゲーム等についても収集。 ※「現物資料の情報のDB化」については、各館・機関単位で行われているものは記載せず、横断的な取組等のみを記載。 ※国立国会図書館の納本制度等による資料数は、国立国会図書館年報(平成26年度)による。
マンガ アニメ	米沢嘉博記念図書館 (明治大学) 資料数: 約14万点(マンガ)等		
	京都国際マンガミュージアム (京都市、京都精華大学) 資料数: 約30万点(マンガ)		
出版物等	国立国会図書館 ※納本制度等 資料数: 約1053万点(図書) 約1650万点(逐次刊行物) 約1404万点(非図書資料)	国立国会図書館 「国立国会図書館サーチ」 資料情報数: 約1億件(書籍) ※各地の図書館等との横断・統合検索	国立国会図書館 「国立国会図書館デジタルコレクション」 インターネット公開 約50万点 図書への送信 約141.5万点 約251.5万点(合計) 約9万点(古典籍) 約123.5万点(雑誌) 約90万点(図書) 約14万点(博士論文) 約5万点(音楽・演説)
放送番組	(公財)放送番組センター 資料数: 約2.2万本(放送番組)	JAPACON (海外向けコンテンツ情報ポータル) ※TV番組、アニメ、映画等の 書誌的情報を発信	(公財)放送番組センター 約2.2万本(放送番組) ※ 公共施設へのサテライト・ライブラリーの展開、大学での教育利用を実施 NHK「NHKアーカイブス」 資料数: 約91万本(放送番組) 約698万件(ニュース映像) ※ 一部番組について有料でネット配信(NHKオンデマンド)
映画	(独)国立美術館 (東京国立近代美術館フィルムセンター) 資料数: 約7.6万本(フィルム) 約67万点(スチル写真) 約5.6万点(ポスター)	文化庁 「日本映画情報システム」 資料情報数 45,828件(映倫審査作品)	(独)国立美術館 (東京国立近代美術館フィルムセンター) 約3,000本(デジタル映画作品)
文化財	(独)国立文化財機構(国立博物館) 資料数: 約13.9万点(収蔵+寄託)		(独)国立文化財機構(国立博物館) 「e-国宝」 1057点(高精細国宝・重要文化財件数)
	(独)国立美術館 資料数: 約4万点(美術作品)		(独)国立美術館 テキストデータ 約4.4万点(うち公開数: 約3.8万件) 「所蔵作品総目録検索システム」 画像データ 約3.6万点(うち公開数: 約1.5万件)
(参考)		文化庁「文化遺産オンライン」 国指定文化財、地方公共団体、全国の博物館・美術館提供の情報	約12万件(文化遺産情報) 約5万件(文化遺産画像)
公文書等	(独)国立公文書館 資料数: 約139万冊	(独)国立公文書館(横断検索) 10館との横断検索	(独)国立公文書館 「国立公文書館デジタルアーカイブ」 約17.9万冊(行政文書等: 11.5万冊、古書・古文書: 6.4万冊)
アーカイブ化の ステージ	現物の収集・保存	現物資料情報のDB化	資料のデジタル化
			資料のネット利用

「知的財産推進計画2016」

はじめに

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築
2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

1. 知財教育・知財人材育成の充実
2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

第3. コンテンツの新規展開の推進

1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化
2. アーカイブの利活用の促進

第4. 知財システムの基盤整備

1. 知財紛争処理システムの機能強化
2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

工程表

はじめに

現在、I o T、ビッグデータ（BD）、人工知能（AI）などのデジタル・ネットワーク分野での急激な技術革新を推進力とする第4次産業革命が進展しつつある。この流れの中、我が国では「超スマート社会」の実現（Society 5.0）¹による経済社会構造の大きな変革が展望される。これからの経済社会では、大量の情報を集積・処理し、また、ネットワークを介して情報がやりとりされることによって新たなイノベーションが創出される可能性が高まっている。

また、経済のグローバル化の進展は、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定に象徴されるように、大企業から中小企業に至るまであまねく、また、工業製品だけでなく、農産品・食品、コンテンツ・サービスまで幅広く、新たなグローバル市場開拓の好機をもたらしている。

こうした大きな潮流は、我が国の知的財産戦略（知財戦略）に以下のような意義を有すると考えられる。

第1に、情報の集積が価値を生み出すことにより、知財戦略において考えるべき知的財産の射程が拡大していることである。

それ自体価値を持つ情報のみならず、一つ一つでは価値を持たないデータであっても、大量に集積・処理をすることによって新たな価値を生み出しつつある。知的財産基本法は元々、「知的財産」を「知的財産権」とは区別し、その定義に「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的な活動により生み出されるもの」のみならず、「営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」を含めている²。「創造的な活動により生み出されるもの」も集積されることによって別の価値を持つようになる一方で、一つ一つでは価値を持たないデータが集積によって「有用な技術上又は営業上の情報」としての新たな価値を持つようになってきており、知的財産をより広い視点から捉えていくことが必要になっている。

第2に、企業や個人などプレーヤー間の「つながり」「かけあわせ」がより大きな意味を持ち、各プレーヤーが取るべき知財戦略の在り方も多様化していくことである。

¹ 「Society 5.0」とは、2016年度から5か年の第5期科学技術基本計画（2016年1月22日閣議決定）で初めて打ち出された言葉であるが、サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）が高度に融合した「超スマート社会」を未来の姿として共有し、その実現に向けた一連の取組のこと。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続くような新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していく、という意味が込められている。

² 知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項における「知的財産」の定義では、上記の2つの要素のほか、「商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの」を含めている。

ネットワークを通じて「つながる」ことによって様々な「知」が互いにオープンになり、シェア（共有）する環境は、双方向でのオープン・イノベーションの重要性を高めることになる。昨年の「知的財産推進計画2015」（2015年6月知的財産戦略本部決定）は、知的財産に係る創造、保護、活用のサイクルの中で特に「活用」の重要性を強調したが、オープン・イノベーションは、例えば、創作・発明をしたプレーヤーとビジネス化するプレーヤー間の連携・協働を通じて、知的財産の「活用」による価値実現をもたらす。このように、「知」を知的財産という形で可視化し、その知的財産を軸として産学の間で、また産においては企業や業種の垣根を越えて連携・協働を進める、いわば「知財連携」を通じて、新たなイノベーションを創出することが期待される。この点は、アニメ・マンガ、映画などのコンテンツ分野においても同様であり、非コンテンツ分野との連携による「かけあわせ」によって、より大きな価値が生み出されるものと期待される。

その裏返しとして、他者との差別化とのためにクローズにすべき領域の見極めとオープンにする領域との関係付けが、自己の優位性を獲得して利益の増大につなげるという観点からは重要である。また、データの集積も含めて知的財産の射程が拡大する中で、大量の情報を集積してこれまでにない新たな価値を生み出すプラットフォーマーの影響力にも留意する必要がある。

そのような状況下においては、「オープン&クローズ戦略」を再定義し、権利化、秘匿化、標準化、さらに契約の活用など多様な手法を駆使して、より精緻な知財マネジメントを我が国企業が実践していくことが求められる。

このような知財連携や知財マネジメントの精緻化は、大企業だけでなく、我が国産業を支える中小企業や農林水産業に浸透してこそ、我が国全体の競争力の向上につながるものである。地方を含めて中小企業等を巻き込んだ産学連携及び産産連携を推進するとともに、中小企業等における知財マネジメントの普及及びグローバル市場開拓を含めて知的財産を活用した挑戦を応援していくことが必要である。

第3に、こうしたイノベーション創出を目指した知財戦略の基盤としての制度と人材の整備・育成が重要であるということである。

前述のとおり、知的財産基本法は、知的財産と知的財産権を別々に定義している。いわゆる知的財産権制度は、創造のインセンティブ付与を主な目的として、創造の成果である知的財産に独占的使用権を認めて保護しようとするものであるが、知的財産に関する制度はこれにとどまらない³。第4次産業革命時代を迎え、グローバルな制度間の競争と調和の

³ 知的財産基本法第2条第2項における「知的財産権」の定義では、いわゆる知的財産権である「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利」とともに、「法律上保護される利益にかかる権利」を含めており、後者には、不正競争防止法で保護される営業秘密などが含まれる。

動きを先取りしつつ、知的財産権制度も、保護と利用のバランスの中でその在り方を不断に見直していくことが必要である。その際には、前述のとおり、知的財産の価値実現のために「活用」の重要性を意識するとともに、技術の変化に対応した柔軟性を確保することが重要である。また、新たな情報財となる知的財産にどのような保護を与えるのかは、知的財産権を認めるか否かも含めて、技術や財の性格等を踏まえて検討していく必要がある。さらに、保護されるべきものへの侵害に対しては、必要な対策を講ずるとともに、権利保護のための最後の砦である知財紛争処理システムが十分機能するようにすることが、知的財産の価値を守る上で不可欠である。いずれにおいても、こうした制度の整備に当たっては、イノベーションの創出に取り組もうとする「挑戦者」（イノベーター）への応援を基本的視座にすることが重要であると考えられる。

また、このようなイノベーション創出の挑戦者を輩出するための人材づくりが重要であり、その基盤となるのは教育である。今や、国民全てが「一億総クリエイター」かつ「一億総知財活用人材」であり、知的財産となるべきものを創造し、尊重し、そして活用して社会にとって価値あるものを生み出すことができる人材を輩出できるよう、社会や地域と協働しながら、知財教育の充実を図っていくことが必要である。

以上の観点を踏まえ、知的財産戦略本部において「知的財産推進計画2016」を取りまとめた。それに至るまで、2015年10月から同本部の検証・評価・企画委員会の枠組みの下で、「産業財産権分野に関する会合」、「コンテンツ分野に関する会合」、「次世代知財システム検討委員会」及び「知財紛争処理システム検討委員会」において議論を行ってきた。

「知的財産推進計画2016」は以下の4つの柱から構成される。

第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

- ・デジタル・ネットワーク化の進展により量が増大・多様化する著作物たる情報の利活用円滑化のための新たな著作権システムの構築、人工知能が自律的に創作する創作物など新たな情報財に対応した知財保護の在り方、海外に設置されたサーバーによる国境を越えるインターネット上の知財侵害対策 等

2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

- ・オープン・イノベーションの促進のための産学連携、産産連携（大企業と中小企業の連携）の強化、オープン・イノベーションを念頭に置きつつ、オープン&クローズ戦略を軸とするより精緻な知財マネジメントの実践とそれを支える戦略的な標準化、営業秘密保護の強化 等

第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

1. 知財教育・知財人材育成の充実

- ・“国民一人ひとりが知財人材”を目指し、初等中等教育段階から高等教育段階まで発達段階に応じた系統的な知財教育の推進、地域・社会と協働した学習支援体制構築、知財教育を進めるための基盤整備 等

2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

- ・「地方知財活用促進プログラム」（「知的財産推進計画2015」）に沿った、「知財活用途上型」中小企業に対する知的財産の普及・活用支援の強化、「知財活用挑戦型」中小企業に対する海外展開支援等の強化、GI活用など農林水産分野等の知財戦略の推進 等

第3. コンテンツの新規展開の推進

1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化

- ・「クールジャパン官民連携プラットフォーム」を活用したコンテンツ産業と非コンテンツ産業の連携強化の推進、コンテンツ海外展開の継続的推進、コンテンツ産業基盤の強化 等

2. アーカイブの利活用の促進

- ・国立国会図書館、関係府省の連携の枠組みの下でのアーカイブ間の連携促進、各分野のアーカイブ構築の促進、アーカイブ利活用のための基盤整備の推進 等

第4. 知財システムの基盤整備

1. 知財紛争処理システムの機能強化

- ・イノベーション創出に重要な特許権に関する侵害訴訟を念頭に置いた、適切かつ公平な証拠収集手続、ビジネスの実態・ニーズを反映した損害賠償額の実現、権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上などの知財紛争処理システムの機能強化、中小企業や地方での司法アクセスに対する支援、情報公開・海外発信 等

2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

- ・世界最速・最高品質の審査の実現、海外知財庁との連携や新興国の知財制度・運用整備支援など国際連携の推進、特許行政サービスの質の向上 等

本計画の推進に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議、IT総合戦略本部等との連携を図り、知的財産戦略本部の主導の下、その施策を強力に推し進めるとともに、着実に検証・評価を実施することにより、成長戦略としての知財戦略の政策効果を最大限発揮していくこととする。

2. アーカイブの利活用の促進

(1) 現状と課題

コンテンツのデジタルアーカイブは、文化の保存・継承・発展の基盤になるという側面のみならず、保存されたコンテンツの二次的な利用や国内外に発信する基盤となる取組であり、欧米諸国を中心に積極的に推進されている。

我が国においては、2000年代前半から、書籍や文化財等の分野ごとに、公的機関を中心としてデジタルアーカイブの構築が進められてきており、一定の充実を見つつある。その一方で、これまで検討の遅れていた、分野横断的なアーカイブの連携に関する取組の方向性や海外発信を含めたその利活用についても、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の下に設置された「アーカイブに関するタスクフォース」等を通じ検討されてきた。

これらを踏まえ、我が国として、デジタルアーカイブの構築とその利活用を推進するために、「知的財産推進計画2015」において、①分野横断的な連携を可能とする基盤（統合ポータル）の構築を始めとする「アーカイブ間の連携・横断の促進」、②分野ごとの束ね役（アグリゲーター）を中心とした「分野ごとの取組の促進」、③保存や利活用に係る制度面での対応等の「アーカイブ利活用に向けた基盤整備」という総合的な取組の推進策を示した。

この計画に基づき、2015年度には、上述の取組の実務的な課題と対応策の検討を図るとともに、関係府省・実務者による連携を強化するため、「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会」及び「実務者協議会」が設置され、デジタルアーカイブ構築とその利活用促進に関する実務的課題とそれに対する今後の方向性が検討、共有された。

また、著作権者等に許諾を得なくても所蔵資料を保存のために複製できる施設として営利を目的としない法人により設置された登録博物館・博物館相当施設の包括指定や、著作権者不明等の場合の裁定制度の要件の緩和等、アーカイブ利活用に向けた著作権制度等の整備も進められた。

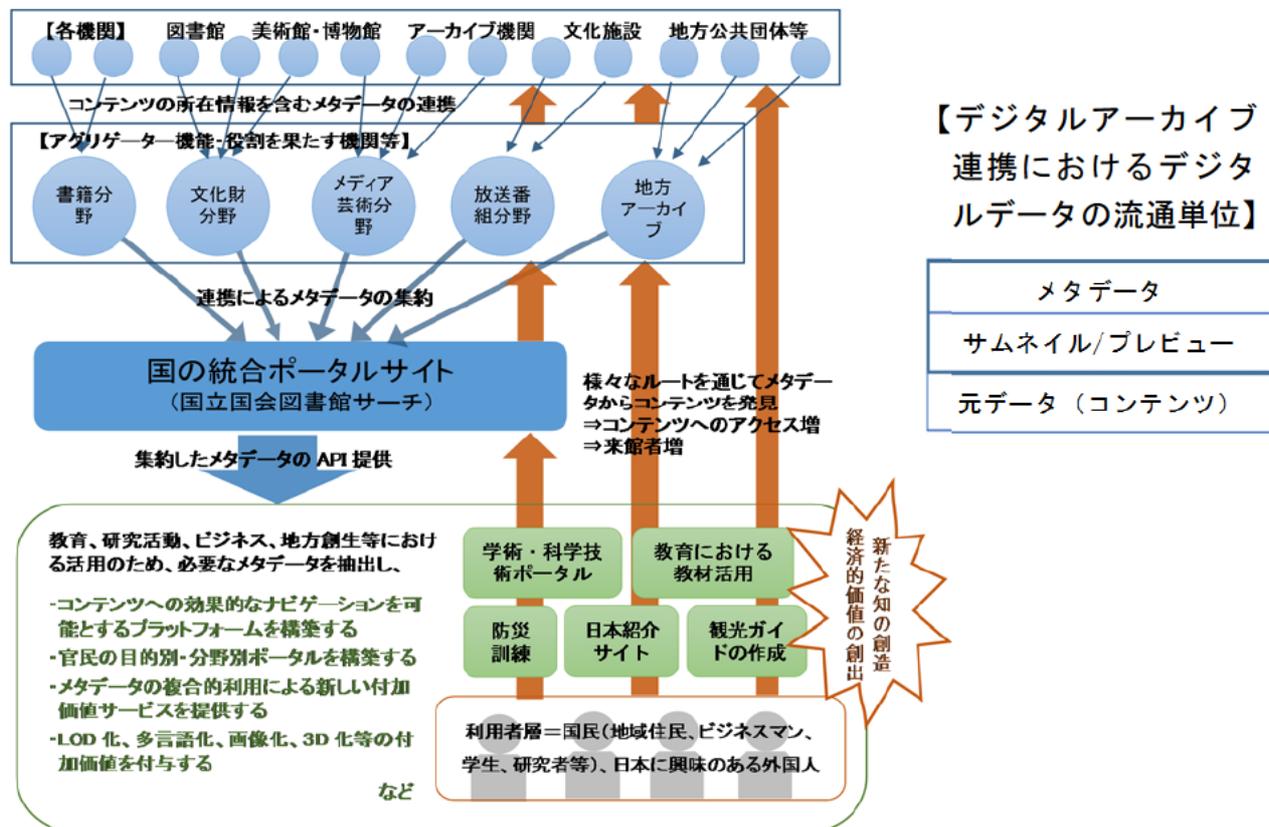
こうした取組を通じ、デジタルアーカイブ構築とその利活用促進に関する実務的課題が明確化されてきた。まず、デジタルアーカイブ構築に関しては、分野・地方により状況は様々である上、アグリゲーターの設定自体が困難な場合もあるため、分野・地方に応じた連携モデルをどう構築するかが重要な課題である。特に、中小規模機関や地方においては、原資料のデジタル化やメタデータ⁴の作成・整備、データの公開、メタデータ連携のための調整といった取組を単独で推進することは困難な場合が多いため、これについての対応も重要な課題である。

一方、アーカイブ利活用促進に関しては、メタデータレベルでの連携のためのメタデー

⁴ データを説明するデータのこと。ここでは、アーカイブ機関に収蔵されている資料の詳細を説明するデータを指す。

タのオープン化の推進、サムネイル／プレビュー⁵の取扱いの明確化、デジタルコンテンツの拡充とその利用条件の表示の促進が必要なところ、いずれも未整備の状況である。

【メタデータの流れと望ましい利活用イメージ】



こうした実務的課題に対する今後の方向性として、デジタルアーカイブ構築に関し、分野や地方に応じて、国立国会図書館サーチとの直接的な連携、分野を束ねるアグリゲーターとの連携、地域を束ねるアグリゲーターとの連携、といった複数の連携モデルからの選択又はそれらの組み合わせにより、分野と地方の両方から連携に必要な検討を進めることが適当である。特に、技術面での支援、外部公開のためノウハウの共有等を含め、中小規模機関や地方のデジタルアーカイブ構築と連携促進のための課題解決に向けた方策を検討することも必要となる。

アーカイブ利活用促進に関しては、メタデータを自由に二次利用可能な条件で公開するオープン化が世界的な方向であり、公的機関を対象にメタデータのオープン化に必要な対応について検討する必要がある。また、サムネイル／プレビューについても、権利者の利益に配慮しつつ、コンテンツの解説や紹介等のための一般的な利用を容易に行うことができるよう、運用面、制度面での整備が必要である。さらに、公的機関のものや公的助成を受けて作成されたデジタルコンテンツについては、より自由な利用条件で公開されることが望ましく、これを推進する方向で検討を進める必要がある。

⁵ 元データ (コンテンツ) の要約物を表す縮小した画像／数秒程度の音声・動画のこと。

以上の方向性を踏まえ、我が国として、上述の総合的な取組を更に推進していく必要がある。取組の推進に際しては、アーカイブ連携することの意義を各機関やユーザーに十分に示し、共有していくことも重要である。例えば、目的に応じたポータルの効果的な構築、メタデータの複合的利用による新しい付加価値サービスの提供等、集約・共有されたメタデータの利活用事例について共有し、分かりやすく発信していくことが求められる。

(2) 今後取り組むべき施策⁶

以上の現状と課題を踏まえ、アーカイブの利活用の促進に向け、関係府省等において以下の取組を推進することとする。

<<アーカイブ間の連携の促進>>

(関係省庁等連絡会及び実務者協議会の開催)

- ・アーカイブの利活用の促進に向けた連携を図るため、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会を開催し、関係府省等間で情報共有、意見交換を行う。また、デジタルアーカイブ推進に係る実務的課題に対応するため、関係府省、国立国会図書館及び主要分野のアグリゲーター等を含めた実務者協議会を開催し、デジタルアーカイブ構築に係る課題、アーカイブの利活用促進に係る課題、その他人材育成等の共有及び取組推進策の検討を行う。(短期)(内閣府、国立国会図書館、文部科学省、総務省、経済産業省)

(統合ポータルの構築)

- ・我が国における分野横断型の統合ポータル構築のため、国立国会図書館サーチと、文化財分野における文化遺産オンラインを始めとする各分野のアグリゲーターが運用している主要アーカイブとの間でメタデータレベルでのアーカイブ連携を進める。文化財分野については、国立国会図書館サーチと文化遺産オンラインとの早期のアーカイブ連携の実現に向けて、2016年度中に、一部のメタデータの連携検討等、連携強化に必要なシステム整備のための取組を開始する。他分野についてはアーカイブ連携のための課題抽出等を継続し、国立国会図書館サーチとの連携に向けて、アグリゲーターの先行事例となる特定の分野又は地方におけるポータルサイトの整備のための取組を進める。(短期・中期)(国立国会図書館、文部科学省、総務省)

(利活用の推進のための連携)

- ・デジタルアーカイブ間の連携の意義を周知するため、関係省庁等連絡会や実務者協議会等を通じ、集約・共有されたコンテンツ及びメタデータの利活用事例や連携の効果を示す事例の収集及び共有化を図るとともに、利活用推進のための具体的課題、対応策を検討し、必要な措置を講ずる。(短期)(国立国会図書館、内閣府、関係府省)

⁶ 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、アーカイブの施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っているため、便宜上本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

(地方におけるアーカイブ連携の促進)

- ・自治体が保有する情報を蓄積する公共クラウドやふるさとデジタル図書館等の取組を通じ、地方ゆかりの文化情報等のコンテンツの収集や利活用を促進する。(短期・中期)(総務省)
- ・地方におけるアーカイブの構築と連携促進のため、実務者協議会等を通じ、地方における各機関の協力や連携の在り方を検討する。(短期・中期)(国立国会図書館、内閣府、関係府省)

<<分野ごとの取組の促進>>

(分野ごとのアグリゲーターによる取組)

- ・書籍等分野については国立国会図書館、放送コンテンツについては放送番組センター(日本放送協会(NHK)と民放局両方のコンテンツを取り扱う)及びNHK(NHKのコンテンツを取り扱う)、映画、ゲーム、アニメーション等のメディア芸術分野や文化財については中核的なアーカイブ拠点がないため当面の間文化庁において、収集対象の選定やメタデータ形式の標準化等のアーカイブ構築の方針の策定等、分野内のアーカイブ機関における収蔵資料のデジタル化への協力、メタデータの集約化を行う。(短期・中期)(国立国会図書館、文部科学省、総務省)

(書籍等分野)

- ・コンテンツの拡充に向けて、公共・大学図書館等の所蔵資料のデジタル化を促進するため、アーカイブ構築の手順等についての研修等を行う。(短期)(国立国会図書館、文部科学省)
- ・統合ポータルとの連携強化のため、公共・大学図書館等に対し、デジタル化した資料へのメタデータ付与や外部連携インターフェース(API)を付した形での公開を支援するための助言等を行うとともに、所蔵資料のデジタル化及びアーカイブ連携のための取組を促進するため、必要な情報の周知を図る。(短期)(国立国会図書館、文部科学省)
- ・国立国会図書館所蔵資料のデジタル化に引き続き取り組むとともに、デジタル化データの利活用の促進に向けた取組を強化する。(短期)(国立国会図書館)

(文化財分野)

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、文化財情報を海外に発信するため、日本遺産を構成する文化資源や国宝・重要文化財以外の地域の文化資源に関するデータの集約、画像掲載率の向上、多言語化を含め利活用に資する取組を推進する。(短期)(文部科学省)
- ・全国の博物館・美術館等において文化財等のデジタルアーカイブ化とそのデータの利活用が促進されるよう、国におけるこれまでの取組を踏まえて、地方の博物館・美術館等に対して必要な情報の周知を図る。また、各館における紙媒体の収蔵品目録のデータベース化等、デジタルアーカイブ化と利活用促進のための具体策を検討し、その推進を図る。(短期)(文部科学省)

(メディア芸術等分野)

- ・マンガ、アニメーション、ゲーム、メディアアート分野について構築した「メディア芸術データベース」の利活用を促進するため、適切な維持管理を行うとともに、民間と連携したデータベースへの新たな情報収集と登録促進、メディア芸術データベースガイドライン（手引書）における取組事例の紹介を継続する。さらに、メディア芸術データベースの利用実態調査結果を含め、改善点等を検討するとともに、外部との連携を可能とするためのシステム改修等、更なる内容の充実化とその利活用促進を図る。(短期)(文部科学省)
- ・東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて、映画フィルムの収集や保存のためのデジタル化を引き続き実施する。(短期)(文部科学省)
- ・民間主体でのアーカイブ構築を促進するため、デザイン等のモデル分野における中核拠点の形成を支援する。(短期)(文部科学省)

(放送コンテンツ分野)

- ・放送コンテンツ分野のアーカイブの利活用を促進するため、放送コンテンツの学校における教育目的や遠隔地での放送コンテンツの利用に関する取組を引き続き実施する。(短期)(総務省)

<<アーカイブ利活用に向けた基盤整備>>

(メタデータオープン化の課題と対応策の検討)

- ・実務者協議会等において、統合ポータルとの連携によって集約されるメタデータのオープン化の促進に向けた課題の整理と対応策の検討、サムネイル／プレビューの取扱いの検討、デジタルコンテンツの拡充とその利用条件の表示促進の検討を行い、メタデータ及びコンテンツの流通促進を図る。(短期・中期)(国立国会図書館、内閣府、関係府省)

(集約されたメタデータの利活用の促進)

- ・統合ポータルからデータセットを抽出する機能の普及等の環境整備を進めるとともに、統合ポータルで集約され提供されるメタデータを活用した目的別ポータルの構築や利活用事例の共有に向けた取組を行う。(短期・中期)(国立国会図書館、内閣府、関係府省)

(アーカイブの構築と利活用の促進のための著作権制度の整備)

- ・美術館等が所蔵する著作物に関し、解説・紹介のために当該著作物のデジタルデータの利用を可能とすることについて具体的な制度の検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)
- ・権利者不明著作物等の利用を円滑化するため、著作権者不明等の場合の裁定制度における補償金供託について、一定の場合に後払いを可能とすること等の見直しについて内容を検討し、次期通常国会への法案提出を視野に、必要な措置を講ずる。また、利用者による権利者探索コスト低減のための民間団体の取組に対する支援の在り方について2016年度中に検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)【再掲】

(利活用の促進のための周辺環境の整備)

- ・ 権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。(短期・中期)
(文部科学省、経済産業省)【再掲】
- ・ デジタルコンテンツの利活用を促進するため、実務者協議会等と連携しつつ、国際標準化機関 (I S O) における技術委員会 TC46 の国内委員会におけるデジタルコンテンツの二次利用を促進するための権利表示の国際標準化に対する取組等を推進する。(短期・中期) (経済産業省)

(アーカイブ関連人材の育成)

- ・ これまでのアーカイブの構築を通じて得られたノウハウや成果を活用しつつ、アーカイブの構築をけん引する人材や利活用をサポートする人材の育成を支援するため、美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設の関係者に対し、アーカイブの必要性やアーカイブ人材の重要性の認識を広めるためのシンポジウム、研修開催等の取組を実施する。(短期・中期) (国立国会図書館、文部科学省、総務省)
- ・ デジタルアーカイブに関連する大学における司書や学芸員の養成課程等において、省令改正により、2012 年度からデジタルアーカイブ関係の内容を含む科目が新設されたことを踏まえ、デジタルアーカイブに関する専門的知識を有する人材の育成がより充実されるよう促していく。(短期・中期) (文部科学省)